

令和7年3月10日

意見募集要領

案 件 名	路線バス(尾崎線)廃止に伴うコミュニティバス運行計画(案)に対するパブリックコメントについて
意見提出期間	令和7年3月11日(火)から令和7年4月21日(月)(必着)
問 合 せ 先	【所管課】都市整備部 都市整備課 【電 話】072-489-4535 【F A X】072-471-5781 【Eメール】tosei@city.hannan.lg.jp

□ 募集の趣旨

路線バスなどの交通事業者の現状として、バス乗務員不足が全国的に慢性化しており、退職者は増加し、想定以上に乗務員不足が深刻化している状況であり、様々な対策を講じているものの、依然として厳しい状況が続いております。

この度、阪南市内を運行する路線バス(尾崎線)については、利用率も低下してきていることも相まって、運行の継続が困難となっていることから、路線バスが運行していた時間帯の一部をコミュニティバスで運行する予定としております。

また、コミュニティバスで運行するコースについては、現行の路線バスのコースにJR和泉鳥取駅への接続を実施することで、利便性の向上を図りたいと考えております。

この路線バス(尾崎線)廃止に伴うコミュニティバス運行計画(案)(以下「運行計画(案)」という。)について、パブリックコメント(意見公募)制度により市民の皆様のご意見を募集します。

□ 公表資料

運行計画(案)は、「都市整備課」、「市民情報コーナー」、「尾崎公民館」、「東鳥取公民館」、「西鳥取公民館」、「図書館」、「保健センター」、「箱作住民センター」及び市のウェブサイトでご覧いただけます。

□ 公表資料の名称

運行計画(案)

□ ご意見の提出方法

提出方法	提 出 先
○書面提出	都市整備課(市役所分館1階、33番窓口)
○郵便	〒599-0292 住所不要 / 都市整備課あて

○電子メール	tosei@city.hannan.lg.jp
○ファクシミリ	072-471-5781 / 都市整備課

□ ご意見の書式について

- ①日本語を用い、書面提出、郵便、電子メール、ファクシミリのいずれかで提出願います。(口頭、電話によるご意見は受け付けません。)
- ②提出の際には、案件名に加え下記の事項を明示してください。
個人の場合＝住所、氏名、電話番号
団体の場合＝主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号

□ ご意見の活用方法

- ①いただいたご意見を考慮して、運行計画(案)を決定します。
- ②運行計画(案)を決定したときに、提出していただいたご意見の概要とこれに対する市の考え方、案を修正したときは、修正の内容及びその理由を本市ホームページ等で公表します。
※住所、氏名等の個人情報公表しません。
- ③運行計画(案)に対する賛否の結論だけを示したご意見については、市の考え方を示さない場合があります。
※ご意見を提出された方への個別の回答は行いません。